

告示

埼玉県告示第二百三十四号

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規程（昭和四十年埼玉県告示第二百四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「名簿等」を「閲覧所における名簿等」に改める。

第五条中「場合は、」の下に「閲覧所における名簿等の」を、「掲示」の下に「し、及び埼玉県ホームページに掲載」を加える。

第六条に次の二項を加える。

2 当該職員は、必要があるときは、閲覧件数の制限その他の制限をすることができ。

3 当該職員は、名簿等を閲覧しようとする者から電子情報処理組織を使用する方法により閲覧の申請を受け付けた場合は、閲覧所における閲覧に代えて、名簿等に係る電磁的記録に記録されている事項を、電子情報処理組織を使用して閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示する方法により閲覧させることができる。

第七条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条中「名簿等を閲覧する」を「閲覧所において名簿等を閲覧する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 電磁的記録に記録された名簿等を閲覧する者は、名簿等の編集、加工、改ざん、流用及び第三者提供等の行為をしてはならない。

第八条第一号中「前条若しくは第六条」を「第六条第一項若しくは前条」に改め、同条第二号中「き損」を「毀損」に改める。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。